

令和3年度からの地域生活支援拠点（ささえ愛サポート）の活動方針について

1 整備状況及びこれまでの経緯

- 平成30年3月 第5期出雲市障がい福祉計画において、令和2年3月までに「出雲らしい」地域生活支援拠点を整備することとする。
- 平成30年6月 市委託相談支援事業所管理者を構成員とする地域生活支援拠点プロジェクトチームを立ち上げる。
- 平成31年3月 障がい者施策推進協議会において、相談支援専門員を対象に実施したアンケート調査から、サービスの提供体制を「面的整備」とし、地域生活支援拠点の機能のうち、「緊急時の受け入れと対応」、「体験の機会と場」を優先的に整備することを決定する。
- 平成31年4月 地域生活支援拠点プロジェクトチームから障がい者施策推進協議会専門部会に拠点整備に必要な課題解決の作業依頼を行った。

2 地域生活支援拠点とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであり、障がい福祉計画にかかる国の方針により整備が求められている。

本市においては、地域の福祉サービス事業所が連携してサポートする「面的整備」を行うこととし、令和3年4月から事業を開始する。なお、「誰もがやさしい気持ちでお互いを支えあう」という思いを込めて、名称を「ささえ愛サポート」とした。

3 優先的に整備した機能の内容

家族等から支援を受けながら生活をしている障がい児者が、親（介護者）の死亡・入院、緊急の不在により、急に在宅生活を送ることが困難になった時、あるいは、一人暮らし等の方で、他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要になった時、出雲市の障がい福祉サービス事業所が連携し、障がいのある方の在宅生活を支援する。

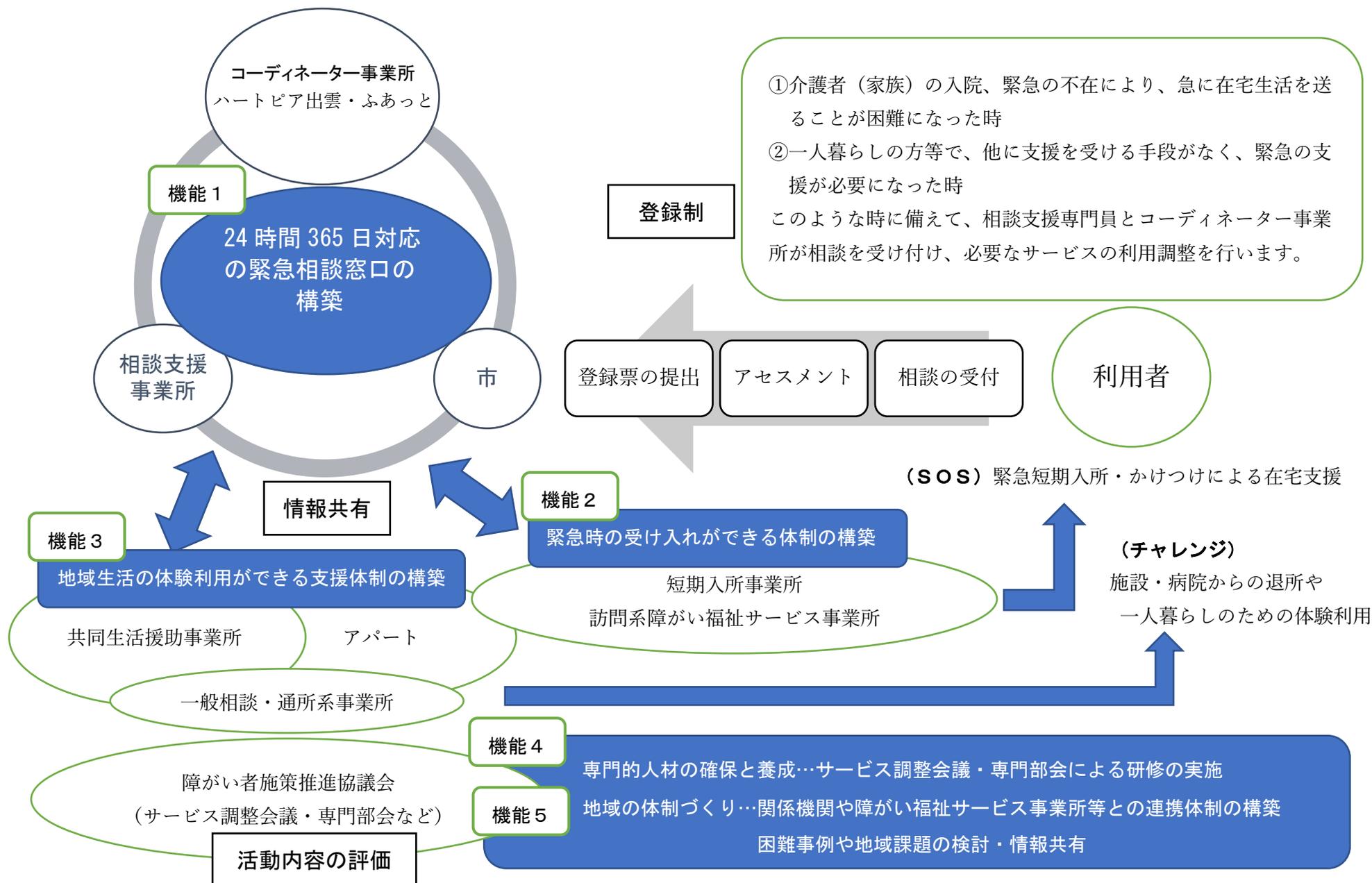
- 緊急時に、支援が必要になった時は、24時間365日相談を受け、市内の福祉サービス事業所と連携し、駆けつけ等の支援を行う。
- 在宅での生活が困難な場合は、緊急短期入所を行うが、原則7日間の利用とする。
- 緊急短期入所利用3日目までに関係者を招集し、退所後の生活を検討する。
- 緊急短期入所の利用については、相談支援専門員等が登録票を市へ提出し、緊急短期入所の体験利用等、緊急時に備えた準備を行う。
- 緊急時の受け入れ先や一人暮らしの体験の場として賃貸集合住宅(アパート)を確保する。

4 出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」 機能内容

機能	内容						
相談	<p>(1) 24時間365日対応の緊急相談窓口の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 親（介護者）の死亡・入院、緊急の不在により、急に在宅生活を送ることが困難になった時、あるいは、一人暮らし等の方で、他に支援を受ける手段がなく、緊急の支援が必要になった場合に、相談支援専門員、コーディネーター事業所、市が窓口となり緊急時の対応を行う。 						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 526 630 577">利用者の状況</th> <th data-bbox="630 526 1430 577">緊急連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 577 630 674">相談支援専門員「有」</td> <td data-bbox="630 577 1430 674">相談支援専門員（コーディネーター事業所は、状況により同行が必要なため、相談支援専門員へ連絡先を伝えておく。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 674 630 725">相談支援専門員「無」</td> <td data-bbox="630 674 1430 725">市（当直が受付、担当へ引き継ぐ）、コーディネーター事業所</td> </tr> </tbody> </table>	利用者の状況	緊急連絡先	相談支援専門員「有」	相談支援専門員（コーディネーター事業所は、状況により同行が必要なため、相談支援専門員へ連絡先を伝えておく。）	相談支援専門員「無」	市（当直が受付、担当へ引き継ぐ）、コーディネーター事業所
	利用者の状況	緊急連絡先					
	相談支援専門員「有」	相談支援専門員（コーディネーター事業所は、状況により同行が必要なため、相談支援専門員へ連絡先を伝えておく。）					
相談支援専門員「無」	市（当直が受付、担当へ引き継ぐ）、コーディネーター事業所						
<p>※市は、緊急短期入所利用に併せ、相談支援専門員がいない利用者の相談支援専門員について、市委託相談支援事業所を中心に選定する。</p>							
<ul style="list-style-type: none"> 利用は登録制とし、緊急時の想定や対応について事前に確認し、他の社会資源やサービス利用について調整したり、緊急短期入所の体験利用を検討する。 緊急時に在宅での生活が困難な場合、相談支援専門員又はコーディネーター事業所が同行し、緊急短期入所を利用する。 緊急短期入所の利用は基本7日間（最大14日）とし、相談支援専門員は、利用3日目までに関係者を招集し、退所後の生活を検討する。 							
緊急時の受け入れ・対応	<p>(1) 緊急時の受け入れができる体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員、コーディネーター事業所の入所調整により、指定短期入所事業所により緊急短期入所を提供したり、アパートへ避難する。 <p>(2) 緊急時に備えた支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーター事業所は、登録者について、定期的に短期入所事業所との情報交換を行ったり、相談支援専門員の求めに応じて助言を行う。 指定短期入所事業所は、緊急短期入所の体験利用の提供等、緊急時に備える。 						
体験の機会と場	<p>(1) 地域生活の体験利用ができる支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行や親元からの自立等にあって、将来の生活を想定し、指定共同生活援助事業所との連携やアパートを確保し、体験利用を行う。 地域移行支援による体験加算等、障がい福祉サービスを最大限活用する。 						
専門的人材の確保・養成	<p>(1) 障がい者施策推進協議会、サービス調整会議・専門部会主催による研修の実施</p> <p>緊急時の対応事例に基づいた情報共有や研修を行い、医療的ケア、強度行動障がい等、専門性に特化した職員の確保・養成を図る。</p>						
地域の体制づくり	<p>(1) 関係機関や障がい福祉サービス事業者等との連携体制の構築</p> <p>地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連絡体制の構築を協議するため、障がい者施策推進協議会において地域課題や困難事例を検討する場を設け、サービス提供体制の確保に向けた情報や地域資源の共有を行う。</p>						

出雲市地域生活支援拠点 ささえ愛サポート

～障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、地域全体で支えます。～



5 「ささえ愛サポートの機能」にかかる検討状況

1) 24時間365日対応の緊急相談窓口

利用者の状況	緊急連絡先
相談支援専門員「有」	相談支援専門員（コーディネーター事業所は、状況により同行が必要なため、相談支援専門員へ連絡先を伝えておく。）
相談支援専門員「無」	市（当直が受付、担当へ引き継ぐ）、コーディネーター事業所

2) 「緊急時の受け入れと対応」・「体験の機会と場」の体制

種類		利用施設	
①	緊急時の受け入れと対応 (SOS)	緊急時に備えた体験	短期入所事業所
		緊急時の対応	短期入所事業所 アパート※
②	体験の機会と場 (チャレンジ)	地域移行（施設・病院から）	グループホーム アパート
		一人暮らし (家族との生活から)	グループホーム アパート

※アパートは、利用要件等の整理が出来次第、「SOS」での利用を開始する。

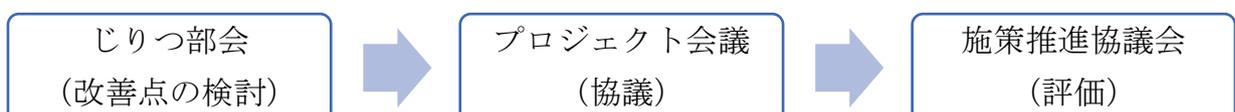
3) コーディネーター事業所の役割（身体・児童：ハートピア出雲、知的・精神：ふあっと）

①	事前の準備	登録票による利用者の把握	○毎月20日までに提出された登録票について、翌月の月上旬に短期入所事業所ごとに、担当相談支援専門員を含む情報共有の場を設置 ○困難事例を抽出し、担当者会議を開催 →サービス調整会議等で支援内容を報告
		短期入所事業所との情報共有	
		相談支援事業所への助言	
②	緊急時の対応	短期入所事業所の調整・同行	相談支援専門員「無」の利用者や短期入所事業所未調整の場合、調整・同行支援を行う。
		相談支援専門員への引継ぎ 退所後の生活へ助言	相談支援専門員「無」の利用者について、市は委託相談支援事業所を中心に相談支援を依頼。依頼を受けた相談支援事業所に支援を引き継ぐ。
③		地域移行や一人暮らしに向けた 相談支援専門員の支援	相談支援専門員への助言 アパートの鍵及び利用の管理
④		ささえ愛サポート提供サービスの確認・ 検討	じりつ部会にて実施内容の確認を行い、課題の抽出・検討を行う。

6 体験の場としてのアパートの利用、管理について

- ・アパートの鍵及び利用の管理は、ハートピア出雲が行う。
- ・アパートの利用料は、短期入所事業所やグループホームの実費負担相当額（光熱水費や家賃、シーツクリーニング代等で事業所により異なる）の1,500円/日とする。

7 ささえ愛サポートの評価について



地域生活支援事業にかかる見直し等について

令和元年9月に実施した「障がい者ニーズ把握等のアンケート調査」の結果や本協議会での意見等をふまえ、地域生活支援事業について、次のとおり見直し等を行います。

1 移動支援事業

(1) くらし専門部会からの提言

項目	中山間地域に住む障がい者に対し、居宅介護や移動支援のサービス提供時に、事業所から利用者宅までのヘルパー往復費用の創設
対応	中山間地域に居住する障がい者宅を訪問し、居宅介護（訪問系の福祉サービス）や移動支援のサービス提供した場合、給付費に特別地域加算を行っている。 移動支援の加算率について、居宅介護と同率の加算率に引き上げる。 ・適用開始時期 令和3年4月1日（予定）

(2) 障がい者ニーズ把握等のアンケート調査結果より

項目	①利用者・事業所とも利用時間帯があわない ②事業所の人員不足
対応	①移動支援事業の適正な利用については、利用（希望）者には新規受付時や利用更新時に、事業所や相談支援専門員に対しては研修会等で制度説明を行っている。今後とも、希望の時間帯の利用につながるよう、利用者や事業所へ説明や指導、調整を行っていく。 ②来年度から、ささえる専門部会では福祉人材の確保に向けた取組を計画している。 また、島根県をはじめ関係機関との連携を図り、福祉人材の確保に努める。

2 日中一時支援事業

障がい者施策推進協議会での意見

項目	報酬改定に合わせ、給付費を見直してほしい。
対応	これまで、報酬改定の際には給付費の見直し（改定）を行ってきた。今後も、国の報酬・制度改正や他市の状況等をふまえ、随時、給付費の見直しを行っていく考えである。

3 日常生活用具にかかる給付

(1) 医療関係団体からの要望

項 目	神経筋疾患や脊髄損傷などによる呼吸機能に障がいのある方に対する、排痰補助装置のリース料補助の追加 (大きく息を吸わせ、早いスピードで息を吐かせることにより、人工的に咳を作り、痰の除去を容易にする装置)
対 応	診療報酬の対象とならないリースの場合、対象品目とする。

(2) 団体からの要望

項 目	点字ディスプレイの給付対象者を、「視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がい者」から「視覚障がい者」への見直し
対 応	給付対象者が「重複障がい者」であったものを、「視覚障がい者」に見直し、対象者を拡大する。

(3) 適用開始時期

令和3年4月1日(予定)